

第63回地域再生計画の認定申請における主な変更点等について

本資料は、第63回地域再生計画の認定申請における主な変更点等について概要をまとめたものです。

1. 今認定回からの変更点

(1) 新規の地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金に係る地域再生計画の取下げ 手続について

新規に認定申請を行った地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金を活用しようとする事業に係る地域再生計画で、当該交付金事業が不採択であることが判明した場合、地域再生計画を取り下げる旨、別途メールにて御報告をいただいておりますが、今認定回から、予め、地域再生計画の申請書に、上記の場合に該当した場合は取り下げたものとする旨、記載いただくことにより、メールによる取下げの報告を不要とします。(※)

つきましては、新規の地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金いずれか一つの支援措置を活用する単一事業を記載した地域再生計画を申請する際は、今認定回事務連絡に添付しております【申請様式02_01】の内容を御確認の上、使用してください。

(※) 本取扱いは、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金いずれか一つの支援措置を活用する単一事業を記載した地域再生計画が対象となり、その他の支援措置に係る地域再生計画又は複数の支援措置を併記した地域再生計画につきましては、従来どおりメールによる取下げ等の対応が必要となります。その他の支援措置に係る地域再生計画又は複数の支援措置を併記した地域再生計画を申請するに当たっては、今認定回事務連絡添付の【申請様式02_02】を使用してください。

(2) 新規の地方創生拠点整備交付金に係る地域再生計画の作成支援ツールの配布

地方創生拠点整備交付金の申請に係る作業の合理化を図るため、新規に当該交付金に係る地域再生計画を作成する場合において、地域再生計画の作成支援ツールを作成しました。当該地域再生計画の作成に当たっては、当該作成支援ツールを御活用ください。なお、作成支援ツールの配布は令和4年1月中旬頃を予定しております。

また、地方創生推進交付金に係る地域再生計画の作成支援ツールの配布につきましても、令和4年1月中旬頃を予定しておりますので、当該地域再生計画の作成に当たっては、当該作成支援ツールを御活用ください。

2. 地方版総合戦略について

(1) 地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金・地方創生整備推進交付金・企業版ふるさと納税に係る地域再生計画認定申請において提出する地方版総合戦略

各地方公共団体における地方版総合戦略について、今認定回の認定申請日前後において地方版総合戦略の切替えが見込まれる場合は、地域再生計画の認定申請においては、地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金・地方創生整備推進交付金・企業版ふるさと納税をそれぞれ活用する事業の事業実施期間の始期（交付金については交付決定日）において計画期間にある地方版総合戦略を認定申請書類として提出してください（事業実施期間中に地方版総合戦略の切替えが行われる場合は、次期地方版総合戦略についても提出してください。）。また、原則として、現行地方版総合戦略と次期地方版総合戦略は「切れ目なく」策定することが必要ですが、認定申請時点で次期地方版総合戦略の策定が間に合わない場合については案で御提出いただき、事業実施期間の始期（交付金については交付決定日）までに策定し、速やかに確定版を内閣府地方創生推進事務局まで御提出いただきますようお願いいたします（提出方法については、後日お知らせいたします。）。【別添11】

なお、今般提出予定の地方版総合戦略が読替え通知等により延長した場合であって、当該地方版総合戦略自体の記載を変更しなかったときは、地方版総合戦略とあわせて当該読替え通知等を御提出ください。

(例) 企業版ふるさと納税を活用する事業の事業実施期間の始期が令和4年4月1日である場合において、次期地方版総合戦略の計画開始日が

○令和4年4月1日までの場合

- ・ 次期地方版総合戦略※

○令和4年4月2日から令和5年3月31日までの場合

- ・ 現行地方版総合戦略（次期地方版総合戦略の計画開始日の前日まで計画期間延長したものに限る。）
- ・ 次期地方版総合戦略※

○令和5年4月1日以降

- ・ 現行地方版総合戦略（次期地方版総合戦略の計画開始日の前日まで計画期間延長したものに限る。）

※ 認定申請時点で次期地方版総合戦略の策定が間に合わない場合については案で御提出いただき、事業実施期間の始期までに策定し、速やかに確定版を内閣府に御提出ください。

(2) 地方版総合戦略の策定に伴い地域再生計画を変更する場合の取扱い

素案段階の次期地方版総合戦略をもとに作成し、認定申請を行った地域再生計画について、次期総合戦略（確定版）が作成されるに当たり、素案段階から内容が変更となった場合であって、基本目標の施策分野が変更されるなど、地域再生事業の内容に大幅な変更がある場合（例：基本目標1 雇用を創出する → 基本目標1 育児・子育てを支援する）は、次回の認定回で変更認定申請を行ってください。

また、前期の地方版総合戦略をもとに作成し、認定された地域再生計画について、次期総合戦略策定に伴い、地域再生事業の内容に大幅な変更がある場合は、今認定回で変更認定申請を行ってください。